

# 岡山市海外展開支援事業補助金 【募集要項】

この募集要項をよく読んで応募してください。

書類不足など補助金の要件を満たさない場合、補助金は交付できません。

## 目次

1. 事業の目的 .....	2
2. 補助金の対象者 .....	2
3. 補助事業 .....	3
4. 補助対象経費 .....	4
5. 応募方法 .....	6
6. 補助事業の採択 .....	7
7. 本補助金応募から申請・交付までの流れ（フロー図） .....	8
8. 応募からの採択までの流れ .....	8
9. 採択から補助金支払いまでの流れ .....	9
10. 交付決定後の留意事項 .....	10
11. その他留意事項 .....	10

## 1. 事業の目的

本事業は、市内事業者の稼ぐ力を強化するために海外展開を支援するもので、海外への販路開拓にかかる経費の一部を補助します。なお、販路開拓とは海外へ製品・商品・サービス等を販売するために行う以下の取り組みのことをいいます。

- (1) 販売先や販売代理店等の提携先を開拓するもの
- (2) 営業所や店舗等の海外営業拠点を設立するもの

## 2. 補助金の対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者で、

- (1) ~ (6) の要件を全て満たすものとします。

### 【中小企業者の範囲】

	業種・組織形態	資本金	従業員
		(資本の額又は出資の総額)	常勤
資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合 対象（個人事業主含む）	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業	5,000万円	100人
	小売業	5,000万円	50人
	その他の業種（上記以外）	3億円	300人

- (1) 市内に本店若しくは主たる事業所を置き、市内で事業を行う事業者であること

※法人の場合は本店登記が市内にある必要があります。

※個人事業主の場合は市内に住民登録をしている必要があります。

- (2) 販路拡大のため、現に海外展開を具体的に検討していること
- (3) 許認可が必要な場合は、国内における必要な許認可をすべて取得していること
- (4) 市税を滞納していないこと
- (5) 次のいずれにも該当しないこと

#### ア みなし大企業

※次のいずれかに該当する中小企業者又は小規模企業者をいう。

- ①発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業
- ②発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業
- ③大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

#### イ 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

#### ウ 条例第2条第2号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過してい

ない者を含む。)

- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ その他市長が不相当と認める者

(6) 次の業種に該当しないこと

- ア 農業、林業（大分類Aに含まれるもの）
- イ 漁業（大分類Bに含まれるもの）
- ウ 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの）
- エ 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、  
一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
- オ 次のサービス業等

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を営む者

②競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）

③芸ぎ業（細分類8094に含まれるもの）

④場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）

⑤興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの）

⑥集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）（細分類9299に含まれるもの）

⑦易断所、観相業（細分類7999に含まれるもの）

⑧宗教（中分類94に含まれるもの）

⑨政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）

※上記の業種は、平成25年10月改訂「日本標準産業分類」によります。

### 3. 補助事業

補助金の対象となる事業は以下のとおりです。年度内に1回のみ利用できます。

対象事業	内容
海外見本市等出展事業	販路開拓のために海外で実施する見本市・展示会への出展にかかる経費の一部を補助。 <b>※製造業、ソフトウェア業又は建設業の方は対象外です。</b> これらの業種の方は「岡山市製造業等販路拡張支援事業（見本市出品補助）」をご活用ください。 <b>※補助事業者が現地に赴かずに商品のみを出展する場合は対象外です。</b> コンサルタントなど補助事業者以外の者が補助事業者に代わって参加する場合も対象外です。 <b>※その場での販売を主体とするもの（物産展など）や、不特定多数のバイヤーとの商談が見込めない事業は対象外です。</b>
海外現地調査等事業	海外の販売先・提携先の獲得や海外営業拠点の設立を視野に入れた、補助事業者が現地に渡航し実施する商談や海外市場調査

	<p>にかかる経費の一部を補助。</p> <p>※<u>渡航回数は1回に限ります。</u></p> <p>※<u>海外現地の企業・機関等と販路開拓のための商談又は情報収集を行うことが必要です。</u></p> <p>※<u>本事業での補助金利用は1回に限ります（過去に本事業で補助金を利用した方は再度利用できません）。</u></p> <p>※補助事業者が日本国内で行う調査は対象外です。</p>
越境EC活用支援事業	<p>越境ECモール等への出店・出品、及び、同ECサイトへの誘客を目的としたプロモーション活動にかかる経費の一部を補助。</p> <p>※自社越境ECサイトを構築して実施するものは対象外です。</p> <p>※<u>過去に本補助金を利用して出店・出品した越境ECモール等への再度の出店・出品は対象外です。</u></p>

#### 4. 補助対象経費

以下の条件を全て満たすものが補助対象経費となります。

- (1) 補助事業ごとに定められた経費であること
  - (2) 交付決定日から令和5年2月28日までに発注し支払ったもの
  - (3) 補助事業実施のために必要なものと明確に特定できるもの
  - (4) 証拠資料（見積書（契約書）、請求書、領収書）によって金額が確定できるもの
- 詳細は別紙（補助対象経費一覧表）で確認してください。**

なお、複数の補助事業での応募もできます。この場合、補助金の限度額は各事業の限度額（40万円）の範囲内で、かつ、合計50万円以内となります（補助事業ごとの合計額ではありません）。

#### ○対象にならない経費

- ・ 交付決定前に支払っているもの。ただし、海外見本市等出展事業の「小間料」を除く
- ・ 消費税及び地方消費税相当額、振込手数料、収入印紙代
- ・ 補助事業者の従業員の人件費及び旅費
- ・ PC、タブレット、デジタルカメラ等の機材設備取得費用（リース、レンタル含む）
- ・ 自社内部の取引及び親会社、子会社、グループ企業などの関連法人（資本関係のある法人、役員及び従業員を兼任している法人、代表者の親族（三親等以内）が経営する法人など）、代表者の親族との取引に関する経費
- ・ 事業者の資産形成に資する経費
- ・ 国、県、市等、他の補助金の対象となっている経費
- ・ その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

## 【現地通貨による支払に関する取扱い】

### 申請時

現地通貨による支払をする場合は、現地通貨による金額と以下により日本円に換算した金額を併記してください。

ア 日本円への換算金額は、事業計画書作成日当日又は直近の日本経済新聞に掲載される「外為 対顧客電信売相場」を基準とします。

イ アにより難しい場合は、換算相場を確認できる資料の添付により、その換算相場を基準とします。

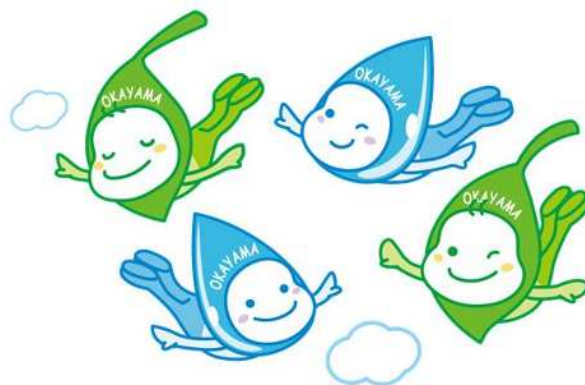
### 実績報告時

現地通貨による支払をする場合の補助金の額は、為替相場の変動を考慮して、応募時に試算した補助金の額を上限額として、以下のとおり日本円に換算して実際に支払った額以内とします。

ア 銀行等金融機関を利用して送金した場合は電信売相場等による換算額とし、換算額以外に別途金融機関に支払う手数料は含めない。

イ クレジットカードの場合はカード会社の換算相場による金額とする。

ウ ア又はイにより難しい場合は、個別に検討する。



## 5. 応募方法

### (1) 募集期間

令和4年9月1日(木)～令和4年12月23日(金)

募集期限は令和4年12月23日(金)ですが、以下のとおり概ね1か月ごとに締切日を設け、各締切日ごとに応募案件を審査します。

予算の上限に達した場合、募集を締め切る場合があります。

一次締切 令和4年9月30日(金)

二次締切 令和4年10月31日(月)

三次締切 令和4年11月30日(水)

四次締切 令和4年12月23日(金)

### (2) 提出書類 ※応募様式は岡山市ホームページからダウンロード可

➡ <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000030006.html>

<会社の場合>

①応募書類チェックシート

②事業計画書の提出について(様式1)

③事業計画書(様式2)

④直近の確定申告書(別表一(一)、法人事業概況説明書)の写し

⑤直近の決算書(表紙・貸借対照表・損益計算書)の写し

⑥補助事業ごとに定められた書類(補助対象経費一覧表「応募時に必要な資料」を参照してください)

<個人事業主の場合>

①応募書類チェックシート

②事業計画書の提出について(様式1)

③事業計画書(様式2)

④直近の確定申告書(第一表、所得税青色申告決算書又は収支内訳書)の写し

⑤補助事業ごとに定められた書類(補助対象経費一覧表「応募時に必要な資料」を参照してください)

### (3) 応募書類の提出先及び提出部数

岡山市産業政策課(本庁舎5階)へ原本1部、副本1部を持参又は郵送により提出してください(応募様式は、市ホームページからダウンロードできます)。なお、提出された書類は返却しません。

※提出書類に不備等があれば、本補助金の応募書類受付後にご連絡を差し上げることがありますので、余裕を持って書類を提出してください。

#### 【提出先】

◇〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1-1

岡山市産業観光局商工部産業政策課

TEL 086-803-1342

## 6. 補助事業の採択

総得点の6割以上の応募者を審査結果が上位の方から、予算の範囲内で採択します。なお、同じ得点の場合は海外ビジネス経験のない応募者を優先して採択します。

審査は以下の項目・内容について実施します。

### 【海外見本市等出展事業】

審査項目	審査内容
海外への販路開拓に向けた現状	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海外への販路開拓に向けた情報収集や専門機関等への相談を行っているか</li><li>・ 海外への販路開拓について適切な現状分析がなされているか</li></ul>
見本市等の選定理由の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出展に至る経緯は妥当か</li><li>・ 見本市等の選定理由は妥当か</li></ul>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出展により期待される事業効果はあるか</li></ul>

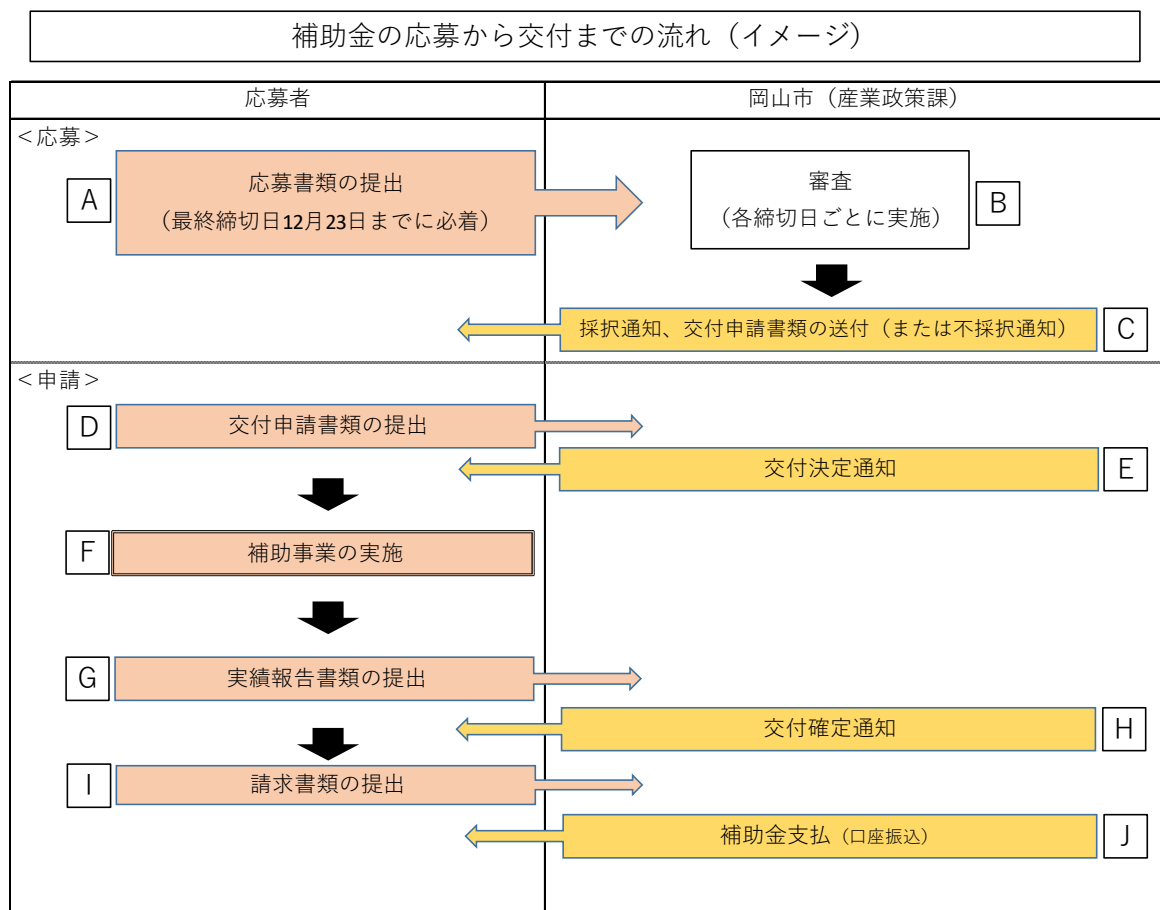
### 【海外現地調査等事業】

審査項目	審査内容
海外への販路開拓に向けた現状	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海外への販路開拓に向けた情報収集や専門機関等への相談を行っているか</li><li>・ 海外への販路開拓について適切な現状分析がなされているか</li></ul>
現地調査内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現地調査に至る経緯は妥当か</li><li>・ 現地調査の内容は妥当か</li></ul>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現地調査により期待される事業効果はあるか</li></ul>

### 【越境EC活用支援事業】

審査項目	審査内容
海外への販路開拓に向けた現状	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海外への販路開拓に向けた情報収集や専門機関等への相談を行っているか</li><li>・ 海外への販路開拓について適切な現状分析がなされているか</li></ul>
越境ECモール等への出店・出品の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 越境ECモール等への出店・出品に至る経緯は妥当か</li><li>・ 越境ECモール等の選定理由は妥当か</li><li>・ 集客のためのプロモーションは適切か</li></ul>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出店・出品により期待される事業効果はあるか</li></ul>

## 7. 本補助金応募から申請・交付までの流れ（フロー図）



## 8. 応募からの採択までの流れ

※記号は上記のフロー図を参照してください。

（1）応募書類の提出・・・A

6 ページ「5. 応募方法」に記載されている必要書類を産業政策課へ持参又は郵送で提出してください。

（2）審査・・・B

提出書類に基づき、産業政策課で審査を行います。審査に当たり、事業内容等の詳細を確認し、内容等に不明な点があればヒアリングの実施又は追加資料の提出を依頼することがあります。また、不備がある場合には、補正をお願いすることがあります。

（3）補助金交付予定者の決定（採択）・・・C

予算の範囲内で補助金交付予定者（以下「補助対象者」という。）を決定し、採択又は不採



採択の結果を産業政策課から通知します。(審査経過、採択結果の内容等についての問い合わせには応じられません。)また、補助対象者へは補助金交付申請に必要な書類を送付します。

## 9. 採択から補助金支払いまでの流れ

### (1) 補助金交付申請書類の提出・・・D

補助対象者は、産業政策課に以下の書類を提出してください。

#### 【提出書類】

- ①補助金交付申請書
- ②収支予算書
- ③住民票又は履歴事項全部証明書
- ④市税の滞納無証明書

※上記①、②の書類はCで送付します。

### (2) 補助金交付決定通知書の受領・・・E

産業政策課にて再度、補助要件に該当していることを確認した後、補助金交付決定通知書を送付します。

### (3) 補助事業の実施

補助金交付決定通知書を受領した後に、応募時の事業計画書に記載した事業（補助事業）を実施してください。

### (4) 実績報告書類の提出・・・G

補助事業実施後、産業政策課に令和5年3月10日（金）までに実績報告書類を提出してください。

#### 【提出書類】

- ①補助事業実績報告書
- ②事業実績報告書
- ③収支決算書
- ④補助金所要額調書
- ⑤経費支出の証拠書類（見積書（契約書）、請求書、領収書）の写し
- ⑥事業実施が確認できる書類（別紙補助対象経費一覧表の「実績報告時に必要な書類」を参照ください）

※①から④の提出書類については、別途様式を配布します。

### (5) 補助金交付確定通知書の受領・・・H

産業政策課にて、実績報告書類の内容を確認した後、補助金交付確定通知書を送付します。

(6) 補助金交付請求書の提出・・・I

補助対象者は、補助金交付確定通知書を受領後、産業政策課に補助金交付請求書を提出してください。

(7) 補助金の支払・・・J

補助対象者の口座に補助金が入金されます。

## 10. 交付決定後の留意事項

補助金の交付決定を受けた場合は、以下の事項を遵守してください。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること

補助事業は原則、応募時に提出した事業計画書の内容で実施するものですので、交付決定後の出展見本市等の変更、ターゲット国の変更、調査内容・方法・スケジュールの変更、出店・出品する越境 EC モール等の変更は原則認められません。

事業実施の過程で、事業費が応募時の事業計画書に記載した費用区分ごとに20%を超えて増減する場合は変更手続きが必要となります。また、事業費の増加により補助金交付申請額が増加する場合は、全て変更手続きが必要となります。

(2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、速やかに承認を受けること

## 11. その他留意事項

(1) 補助対象者は、実績報告書類の他、補助金についての経理を明らかにする書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(2) 産業政策課より補助事業完了後も補助対象者に対し必要な指示を行い、又は報告を求める場合があります。

(3) 補助事業について事業者名、事業名、事業の概要等を公表する場合があります。

(4) 補助対象者が「岡山市補助金等交付規則」(昭和48年4月1日 規則第16号)等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

補助対象経費一覧表

No.	補助対象事業	事業概要・条件	限度額	補助率	補助対象経費	内容	応募時に必要な資料	実績報告時に必要な書類 (募集要項9.(4)に定める書類)
1	海外見本市等 出展事業	販路開拓のために海外で実施する見本市・展示会への出展にかかる経費の一部を補助。  <b>※製造業、ソフトウェア業又は建設業の方は対象外です。</b>  <b>※補助事業者が現地に料金を商品のみを出展する場合は対象外です。</b> 。コンサルタントなど補助事業者以外の者が補助事業者に代わって参加する場合も対象外です。  <b>※その場での販売を主体とするもの(物産展など)や、不特定多数のバイヤーとの商談が見込めない事業は対象外です。</b>	40万円	1/2	小間料	・小間料、出品料、出展料、小間借上げ料等の名称で主催者が徴収する、展示スペースを借りるための経費 ※出展にあたり申込(契約)や出展経費の支払いを交付決定前に実施しているものも対象	(共通) ・見本市等の開催要項(趣旨、開催日時、小間料の確認できるもの)等事業内容が分かる資料 ・商品、サービスの概要が分かる資料(商品のパンフレットなど)  (現地通貨による支払いがある場合) ・円貨換算に使用した事業計画書作成日の日本経済新聞「外為 対顧客電信売相場」の写し	(共通) ・出展状況を確認できる写真 ※補助事業者が参加したこと、通訳が同席した場合は通訳が同席したことがわかるもの  (翻訳費) ・翻訳したものの日本語版と外国語版  (広報費) ・制作したパンフレット等
					展示装飾費	・出展ブースの装飾に関する造作委託費、什器・備品等のリース代、光熱水費(設営工事委託費含む)		
					製品輸送費	・出展にあたり自社の製品等を展示会場に運搬(往復)する経費、輸送にかかる保険料、輸送諸経費		
					通訳翻訳費	・出展にかかる通訳翻訳経費(商品説明書の翻訳経費、展示会で同席する通訳の経費等) ※通訳は1名のみ ※出展申込等にかかる経費は対象外		
					広報費	・パンフレット、パネル、資料等のうち、補助事業のために新規に制作したものの制作費 ※外国語は、英語または現地の公用語に限る。		
2	海外現地調査 等事業	海外の販売先・提携先の獲得や海外営業拠点の設立を視野に入れた、補助事業者が現地に渡航し実施する商談や海外市場調査にかかる経費の一部を補助。  <b>※渡航回数は1回に限ります。</b>  <b>※海外現地の企業・機関等と販路開拓のための商談又は情報収集を行うことが必要です。</b>  <b>※本事業での補助金利用は1回に限ります(過去に本事業で補助金を利用した方は再度利用できません)。</b>  ※補助事業者が日本国内で行う調査は対象外です。	40万円	1/2	調査委託費	・コンサルタント等に現地の市場や投資環境、法令確認、販売先・連携先等に関する調査を委託する費用 ※調査委託料に専門家旅費、通訳翻訳費が含まれる場合は、下記の「専門家旅費」、「通訳翻訳費」の範囲内で対象になります。	(共通) ・調査内容、方法、スケジュール等についての具体的な記載のある現地調査の詳細が分かる資料 ・商品、サービスの概要が分かる資料(商品のパンフレットなど)  (調査委託費) ・調査会社等の会社概要が分かる資料 ・調査委託費の見積書(積算根拠(「単価×時間」、「単価×日数」など)を明示したもの)  (専門家旅費) ・金額の根拠資料  (現地通貨による支払いがある場合) ・円貨換算に使用した事業計画書作成日の日本経済新聞「外為 対顧客電信売相場」の写し	(共通) ・調査状況を確認できる写真 ※補助事業者が参加したこと、コンサルタント等や通訳が同行した場合は、コンサルタント等や通訳が同行したことがわかるもの ・調査結果をまとめた資料  (翻訳費) ・翻訳したものの日本語版と外国語版
					専門家旅費	・最も経済的及び合理的な経路による日本から海外への渡航時の往復のエコノミークラス航空券代、空港までの往復の公共交通機関の乗車券代 ※コンサルタント等1名が対象です。補助事業者の旅費は対象外です。 ※以下の経費は対象外です(例示) 指定席券(指定席でしか乗車できない場合は補助対象)、グリーン券、プレミアムエコノミークラス以上の航空券、日当、出張先での交通費、出張期間中の食費・宿泊費、土産代、海外旅行保険代、調査対象国以外の出張経費		
					通訳翻訳費	・現地調査で使用する資料(会社案内、パンフレット等)の翻訳及び通訳費(1名分まで) ※外国語は、英語または現地の公用語に限ります。		
3	越境EC活用 支援事業	越境ECモール等への出店・出品、及び、同ECサイトへの誘客を目的としたWEB上でのプロモーション活動にかかる経費の一部を補助。  ※自社越境ECサイトを構築して実施するものは対象外です。  <b>※過去に本補助金を利用して出店・出品した越境ECモール等への再度の出店は対象外です。</b>	40万円	1/2	出店費	・越境ECモール等への出店・出品及び利用にかかる経費(出店料、登録料、契約料、利用料、手数料、出店・運営代行費、越境EC対応の決済カートを導入する際の開通料、初期設定費用) ※個々の販売商品にかかる販売手数料、決済手数料は対象外	(共通) ・商品、サービスの概要が分かる資料(商品のパンフレットなど)  (現地通貨による支払いがある場合) ・円貨換算に使用した事業計画書作成日の日本経済新聞「外為 対顧客電信売相場」の写し	(共通) ・越境ECモール等への出店・出品状況が確認できる画面をプリントアウトしたもの  (通訳翻訳費) ・翻訳したものの日本語版と外国語版 ・通訳が同席して商談を行った場合は、通訳が同席したことがわかる写真等  (広報費) ・制作したコンテンツ ・広告内容が確認できるもの(広告掲載画面をプリントアウトしたものなど)
					通訳翻訳費	・越境ECモール等への出店・出品にかかる通訳翻訳費(越境ECバイヤーとの商談で同席する通訳の経費、サイト内商品紹介等のテキスト翻訳費等) ※通訳は1名のみ ※越境ECモール等の申込等にかかる経費は対象外		
					広報費	・越境ECモール等で商品等を販売するために使用するコンテンツ制作にかかる経費(写真・動画・パンフレット等の制作費、外国語版の自社HPの制作費等) ・越境ECモール等への出店・出品サイトに顧客を集客するための広告費(越境ECモール等の中での広告費、リスティング広告・SNS広告等のインターネット広告等)		

※複数の補助事業での応募もできます。この場合、補助金の限度額は各事業の限度額(40万円)の範囲内で、合計50万円以内です(補助事業ごとの合計額ではありません)。

【経費支出の証拠書類について】

クレジットカードで支払った場合は、「クレジットカード会社発行のカード利用明細(インターネットによる明細を印刷したものでも可)」と「引き落とし口座の通帳の写し」が追加が必要です。また、必要に応じて、追加資料の提出をお願いすることがあります。

【補助対象経費全般の注意事項】

- 補助対象となる経費は、交付決定日～令和5年2月28日に、補助事業の実施に要する費用に限られます(小間料は補助対象期間より前に支払ったものも可)。補助対象期間中に支払いしても、実際に使用するのが補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象にできません。
- (例)ホームページを作成したものの、補助対象期間中にホームページを公開していない場合や、ポータルサイトなどへの広告掲載契約を締結し、広告掲載料を支払ったものの、補助対象期間中に広告掲載した新聞・雑誌などの発行による広報がされない場合
- クレジットカードによる支払いは令和5年2月28日までに引き落としが確認できる場合のみ認められます。対価の提供が令和5年2月28日までになされても、口座からの引き落としが令和5年2月28日以降であれば、補助対象外となります。
- インターネット広告の配信等において電子商取引を行う場合でも、「証拠資料(見積書(契約書)、請求書、領収書)によって金額が確定できる経費のみが対象となります。取引相手先によく確認し、補助金で求められる、証拠となる書類(発注日及び発注内容が確認できる画面を印刷したもの等)を整理・保存・提出ができることを把握してから取引を行ってください。実際に経費支出を行っていても、取引相手先の都合等により、発注日・発注内容が確認できる画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない、広告が確認できるインターネット画面が取得できない等の場合には、補助対象にできません。
- 手形・小切手・金券・商品券・ポイントなどにより支払いを行ったものは補助対象外です。